



8月号
交番
広報紙

東可児交番
HIGASHIKANI KOBAN

回 覧

【発行】令和8年8月1日
可児警察署 東可児交番
0574-64-2383

生活道路における法定速度が変更されます

【改正道路交通法施行令施行日】

令和8年9月1日

【変更点】

生活道路における自動車の法定最高速度が

60 60km/h → 30 30km/h

へ引き下げられます！

よって今後標識のない一般道は、法定最高速度は60km/hから30km/hになります。



Q. 「生活道路」って何??

A. 主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や車線がない道路のことです！



⚠ 例外（以下の道路は対象外） ⚠

- ① 中央線や複数車線がある幹線道路
- ② 高速道路や自動車専用道路
- ③ 既に「40」「50」などの速度標識がある道路（標識の速度が優先）



たとえ法定速度の範囲内でも交通状況や天候、視界を考慮して安全に走行しましょう！

タイヤ泥棒 多発!!

駐車場や一軒家の敷地内に保管しているタイヤが盗まれる被害が多発しています！

被害に遭わないための対策

- 鍵のかかる車庫や物置にタイヤを保管
- タイヤをチェーン等で連結して保管
- 保管場所付近にセンサーライト、アラーム等の防犯機器を設置



熱中症対策を実施しましょう!

※今年の夏も高い気温が予想されます※

熱中症を見極めるポイント!

- 十分な水分は摂取してるか
- 適度な塩分補給をしているか
- こまめに休憩しているか
- 身体の冷却はしているか
- 過ごしやすい衣服を着ているか



熱中症や脱水症状にならないよう、自身の体調管理に努めましょう!

警察活動の実施に万全を期すため、警察官も職務中の水分補給等の必要な体調管理に努めています! 今後とも、警察活動にご理解とご協力をよろしくお願いします!

